６）上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（受託者が設計共同体の場合は各構成員をいう。以下同じ。）、又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の各構成員は、次の要件を満たす者とする。

１）平成19年４月１日以降に元請として完成・引渡しが完了した、下記の①と②の全て又はいずれかの要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。又は、平成19年４月１日以降に元請として完成・引渡しが完了した海外施工実績のうち、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度において認定された工事が、下記の①と②の全て又はいずれかの要件を満たす同種工事の施工実績を有していること。ただし、特定建設工事共同企業体として、下記①及び②の全ての要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。

同種工事とは、下記の①及び②に該当する工事とする。なお、下記①と②は同一工事でなくてもよい。

①　下記のⓐ～ⓑの要件を満たす橋梁上部工事の施工実績を有すること。

ⓐ　道路橋（Ａ活荷重以上又はＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

ⓑ　最大支間長が25m以上であること。

ただし、上記ⓐ～ⓑは同一工事であることとするが、鋼橋かＰＣ橋かは問わない。

②　場所打ち杭（深礎杭は除く）または既製杭の施工実績を有すること。

共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上（地域維持型ＪＶの構成員としての実績は出資比率が10％以上）であること。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した工事のうち説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書に記載されている評定点が説明書に示す点数未満のものを除く。

２）建設業法（昭和24年法律第100号）の鋼構造物工事業及び土木一式工事業の全て又はいずれかにつき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。また、特定建設工事共同企業体として、建設業法の鋼構造物工事業及び土木一式工事業の全てにつき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。

３）特定建設工事共同企業体の各構成員は、それぞれ、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者を主任技術者又は監理技術者として当該建設工事に専任で配置できること。ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項に該当しない場合は、専任の義務は有しない。

⑶　出資比率要件　出資比率要件特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11年１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」を準用するものとする。

７　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

６⑴１）の認定（６⑴１）の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も４及び５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、６⑴１）の認定を受けていない構成員が６⑴１）の認定を受けることが必要である。なお、この場合において、６⑴１）の認定を受けていない構成員が当該工事に係る優先交渉権者選定通知の時までに６⑴１）の認定を受けていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

８　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

９　資格の有効期限

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該建設工事の完成する日までとする。ただし、当該建設工事に係る契約の相手方以外のものにあっては、当該建設工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「国道31号呉駅交通ターミナル整備工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に特定建設工事共同企業体として参加するためには、優先交渉権者選定通知時点において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受けていなければならない。

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

令和４年12月26日

国立大学法人東北大学理事　植木　俊哉

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　04

○第７号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　24

⑵　導入計画物品及び数量　次世代グリーンイノベーション支援サブナノ組織解析システム装置　一式

⑶　調達方法　購入等

⑷　導入予定時期　令和５年度６月以降

⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件

Ａ　原子分解能で明視野・暗視野像・組成情報を取得可能な走査透過型電子顕微鏡を含むこと。

Ｂ　ナノスケール特定領域において電場・磁場・応力場・結晶方位に関する分布等の情報を取得可能な走査透過型電子顕微鏡を含むこと。

Ｃ　試料の掘削及びイメージングを自動で行い、３次元組成情報と結晶方位に関する情報を取得できるマルチビーム加工観察装置を含むこと。

Ｄ　常温及び冷却環境下で試料の特定領域からサンプルを抽出し専用の電子顕微鏡ホルダーに固定する機能を有するマルチビーム加工観察装置を含むこと。

２　資料及びコメントの提供方法　上記１⑵の物品に関する一般的な参考資料及び同⑸の要求要件等に関するコメント並びに提供可能なライブラリーに関する資料等の提供を招請する。

⑴　資料等の提供期限　令和５年１月31日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提供先　〒980―8577　仙台市青葉区片平２－１－１　東北大学財務部調達課調達第一係長　秋山　茂紘　電話022―217―4869

３　説明書の交付　本公表に基づき応募する供給者に対して導入説明書を交付する。

⑴　交付期間　令和４年12月26日から令和５年１月31日まで。

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

４　説明会の開催　本公表に基づく導入説明会を開催する。

⑴　開催日時　令和５年１月10日11時00分

⑵　開催場所　オンライン開催とする。（詳細は、導入説明書による。）

５　その他　この導入計画の詳細は導入説明書による。なお、本公表内容は予定であり、変更することがあり得る。

６　Summary

⑴　Classification of the products to be procured : 24

⑵　Nature and quantity of the products to be purchased : Sub-nanostructure Analysis System for Next-generation Green-innovations 1 Set